平成２４年（フ）第４号
大分県速見郡日出町大字豊岡5542番地１　青葉アパート101号、住民票上の住所大分県国東市国東町安国寺514番地
債務者　松村　政明（旧姓廣瀬）
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第７号
沖縄県石垣市字白保24番地１
債務者　大島　秀男
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第７５号
兵庫県宝塚市高松町２番37号、前住所兵庫県宝塚市末成町34番４号
債務者　高見電気管理こと高見電気こと　高見　信夫
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１６号
兵庫県尼崎市常松１丁目７番38―307号
債務者　石田　知子
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４４号
兵庫県芦屋市高浜町２番２―611号、前住所兵庫県三木市大塚２丁目３番45号　県住１棟19号
債務者　松浪　嘉昭
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７号
山口県下関市秋根北町８番36―405号　ロイヤルコート一の宮
債務者　有間　徳子
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
徳島県三好郡東みよし町加茂4289番地、旧住所徳島県海部郡海陽町浅川字粟浦口79番地５
債務者　柳生　歌那（旧姓大井）
１　決定年月日時　平成24年５月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第３７号
北九州市八幡西区春日台４丁目８番20号
債務者　後藤　文代
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２２０号
北九州市八幡西区折尾５丁目２番３号　103号
債務者　廣渡　政經
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２２５号
北九州市八幡西区三ケ森４丁目８番27号　A102号
債務者　田中美代子（旧姓安西・西本）
１　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２３１号
北九州市小倉南区徳吉東５丁目20番３号
債務者　西井　恭子
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２３７号
北九州市戸畑区中本町12番15―402号
債務者　那須　英一
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２４１号
北九州市小倉南区中曽根３丁目６番11号　池尻アパート102号
債務者　梅田　義創
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５５号
北九州市小倉南区蜷田若園２丁目10番６号
債務者　平松　啓治
１　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８４４号
名古屋市熱田区二番２丁目25番４―507号　二番荘
債務者　武藤　一子
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７２号
兵庫県三田市ゆりのき台２丁目31番地８、前住所兵庫県三田市ゆりのき台１丁目１番地　A棟1404号
債務者　小坂　　剛
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２０号
埼玉県蓮田市大字閏戸3924番地19
債務者　板倉巳代子
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係